

基本計画の構成案

□構成案の考え方

- ・現行計画は、平成21年6月に制定した子育て支援・少子化対策条例の趣旨・目的等を踏まえたものであり、新たな計画については、現行計画を基本に策定を進める。
- ・新たな計画は、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法に基づく計画であることから、子ども・子育て支援法の計画の基本指針に沿ったものとする。
- ・また、次世代育成支援対策推進法は、平成26年度までの時限立法であるが、延長が見込まれており、次世代法で示される予定の行動計画策定指針を踏まえたものとする。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

これまでの県や国の取組みについて記載 ※参考（別紙①）

2 計画の性格・役割

- ・子育て支援・少子化対策条例に基づく計画であることを記載
- ・子ども・子育て支援法に基づく計画であることを記載
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく計画であることを記載

3 計画の期間 平成27年度～31年度（5年間）

第2章 計画策定の背景 ※参考（別紙②）

1 少子化の進行

少子化の状況、少子化の要因、少子化の要因の背景、少子化の影響を記載

2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境

家庭と地域社会や仕事と子育て、子どもの状況を記載

第3章 計画の目標と基本指針等

1 めざす社会の姿

2 基本理念

3 基本目標

4 基本方針

5 重要視点

子育て支援・少子化対策条例の目的、理念等をわかりやすく表現 ※参考（別紙③）

※資料6：重要視点の検討

計画策定にあたって、重要な視点として取組む施策を掲載

- (現行計画)
- (1) 親の就業形態や子どもの成長過程に応じた切れ目のない子育ての支援の視点
 - (2) 仕事と子育ての両立ができる新しい働き方を推進する視点
 - (3) 将来の夢や希望を持ち、目標に向かってチャレンジする子どもたちを育成する視点
 - (4) 未婚化・晩婚化に対処するため、結婚や就職などについて、若者への機会の提供や支援の視点
 - (5) 保護者の責任を第一としながらも、すべての県民が子どもの育ちや子育てに関心を持ち、暮らしの中に子育て支援の文化が根付く社会全体で子育てを支援する気運を醸成する視点

6 施策体系

第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

1 施策の展開

- I 家庭・地域における子育て支援
- II 仕事と子育ての両立支援
- III 子どもの健やかな成長の支援
- IV 経済的負担の軽減
- V 子育て支援の気運の醸成

条例で掲げる4つの基本施策と、その前提となる県民総ぐるみで取り組む「子育て支援の気運の醸成」の5つの基本方針に基づいて施策を展開

※参考（別紙④ 現行計画の施策体系）

2 ライフステージに応じた施策の展開

ライフステージごとに提供される子育て支援等の取組みを記載

3 目標指標

※参考（別紙⑤）

平成31年度までに達成しようとする目標を具体的に設定

新

第5章 幼児期の学校教育・保育の見込み、確保対策

子ども子育て支援新制度に基づき記載

1 教育・保育提供区域の設定

県の設定区域の趣旨及び内容、県の設定区域の状況等を定めて記載

2 計画期間における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保及びその実施時期

- ・各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における県全域及び県設定区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を記載

- ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

認定区分ごと及び特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めて記載

・教育・保育提供区域は、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域である。

第6章 計画の推進

1 主体の役割と協働

県民、保護者、事業者、行政における役割等について記載

2 国への提言・要望

国の責任において取り組むべき事項を記載

3 計画の推進体制と進行管理

・計画の着実な推進にあたって、行政、家庭、関係団体、企業等など幅広い関係者による連携・協力体制について記載

・計画の推進状況を継続的に点検、評価し、フォローアップを実施していくことを記載